

議案第 80 号

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 28 年 11 月 28 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年三田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中第90項を第109項とし、第89項の次に次の19項を加える。

90	バスケットゴール	3,000
91	日よけ	3,000
92	ソファベッド	3,000
93	スチールラック	1,800
94	パラソル	1,800
95	金庫	1,500
96	ベンチ（長いす）	1,500
97	ウッドデッキ	1,200
98	棚	1,200
99	布団干し	1,200
100	車いす	1,200
101	ハンガーラック	900
102	ロッカー	900
103	ペットゲージ	900
104	ダンベル	600
105	ホイル（車）	600
106	カラオケ機器	600
107	テント	600
108	バーベキューセット	600

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。